

# おんが

発行所  
遠賀町役場  
編集発行  
遠賀町庶務課  
印刷所  
印刷組合資会社  
冷牟田印刷

## 新年度を迎ゆるにあたって

遠賀町長 小川登一郎

昭和四十一年の新しい年度を迎えて、もうすでに新緑萌ゆる初夏の季節となりました。町民の皆様々御健勝に渡らせられ何より存じます。

本町々政も、年々皆様の御理解と御協力によって、牛歩ながらも着々町づくりを進めてまいることが出来てよることに堪えません。

本年度は大きな補助事業もなく、特に人件費、物件費等の膨脹による財政圧迫は世間並のことながら、全く乏しい限られた自己財

源のみでまかなって行かねばならぬ、未曾有の財政窮迫の年に際会したと云わねばなりません。

当初予算一億三千七百余万元で新規事業としては、町公民館の建

築(目下町公民館の空地に建設中—遠中の廃材を利用して約九

〇坪)、プールの新設(遠中の運動場に予定)、消防施設機材の強化(消防車及び貯水槽)等であり

ます。昨年度の残工事として唯今遠賀中学校運動場の整備工事を急いで

います。継続事業としては、緊就失対事業による道路河川の改修整備工事(広渡、遠賀川地区)をあけています。

農地の開発事業としては、昨年度から西川湛水防除工事(西川沿

線、鞍手、遠賀両町地域)を五ヶ年継続事業として、国及び県と共同して着手しているのであります。目下広渡遠賀川堤防下に排水

ポンプ座の掘付工事中で、之が完成の暁に於ては(少なくとも一、二年後には)戸切川、西川、吉原川沿線の湛水は、遠賀川に排水

水放出出来ることとなり、永い間毎年の雨期に、湛水のため悩み続けていた遠賀平野の復元も、期して待つべきものがあると思われ

### 実現なる

## 遠賀町公民館(本館)建設

6月20日竣工予定

永い間町民各位の要望であり、又町当局多年の懸案でありました町公民館(本館)建設がいに念願かない実現の運びになりました。

町としては、財政的に非常に窮迫しておりますが、社会教育の重要性にかんがみ建設を決定したもので、このたび防音改築された遠賀中学校の解体古材をもって、公民館別館横の空地に現在建築中であります。

更に県立遠賀農芸高等学校も、いよいよ本町千代丸、上別府地区に移転が決定したようで、本年度はこの地区の国有林をかたどり敷地の造成にかゝり、来年度から継続して校舎の建築にかかる予定のようです。目下県に於いて具体案の計画中で、未だ何等町との打合せの時機には達していないが、何れにしても本町として之に伴う道路の整備造成等のもも予想されるのであります。

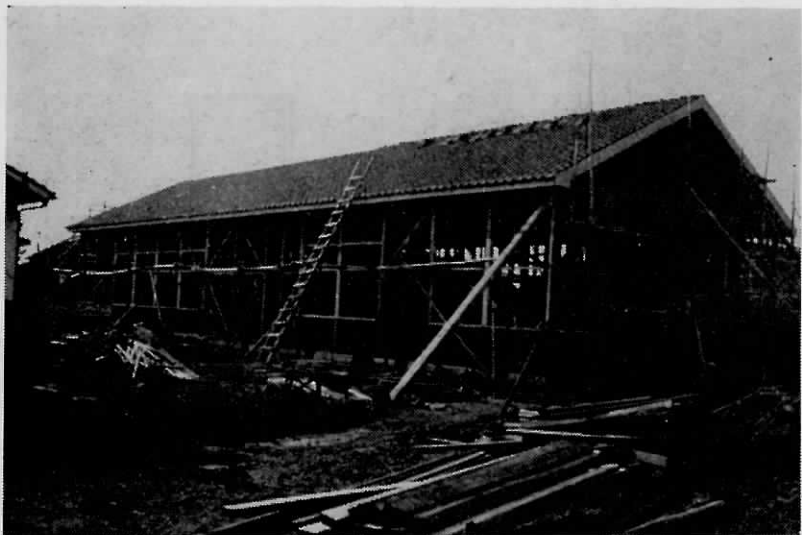
国道三号線沿線の開発、特に遠賀川部落裏埋立地域の団地化もだんだんと具体化し、本年から来年にかけて、二、三百戸の住宅が建設される、計画で、之に伴うこの地区の開発整備も必然的に予想されることとあります。

その他、国道西川橋の歩道附設の問題、県道舗装の問題、旧芦屋鉄道側線の県道化促進の問題、北部地区バス運行実現の問題、浅木小学校防音校舎建築促進の問題、国道三号線バイパス道路促進の問題等々、色々と当面の重要問題を控え、之等に向って最善の努力をおしまない決意でございます。

どうか、町民各位のこの上にも絶大なる御協力と御支援をお願い申し上げ、年度始めの御挨拶と致します。

なお、工事の概要は次のとおりです。

- 1 工期 昭和41年4月6日 着工
- 2 総工費 約三六〇万円
- 3 構造 木造、平家、瓦葺、モルタル仕上げ
- 4 面積 二四八平方メートル (ホール、及小会議室)
- 5 業者 高山建設KK



建築工事すすむ遠賀町公民館(本館)

「国民健康保険だより」及び「農業共済だより」については、役場係員が4月19日から4月28日まで各部落に向い改正内容についての説明会を実施しましたが出席者が非常に少なく十分趣旨の徹底ができませんでしたので、再度町報で概略の説明をいたします。

# 国民健康保険だより

## 〃四割国庫負担による家族七割給付実施〃

1 保険条例の一部改正  
 2 保険税条例の一部改正  
 正について

(イ) 改正の内容  
 (ロ) 改正の趣旨  
 (ハ) 税率の改正

国民健康保険の被保険者が療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合を十分の五から十分の三に減じた。  
 前記の改正により療養の給付及び療養費の支給に要する費用に対する国庫負担金の率が二割五分から四割に引上げられた。  
 すなわち家族七割給付実施市町村に対し、五割給付から七割給付へ増加する二割の四分の三を国庫が補助を行なう。

国民健康保険は医療保険制度の中でもっとも重要な柱であり、その健全な発展、長期的な安定を計るためには、給付水準の向上と十分なる医療の確保が必要である。従って現在他の被用者保険制度と比し格差のある国民健康保険の給付割合を大幅に引上げ被保険者の医療福祉の充実を計るものである。

(ロ) 改正の趣旨  
 税率の引上げ率は前年度保険税調定額に比し二五%増税の理由は家族の七割給付、被保険者の受

診率の上昇、医療費の値上げ等による医療費の増嵩であるが、特に家族七割給付を実施することによって新たに必要となってくる医療費の支払財源が六〇〇万円、これに対する国庫負担金が四〇〇万円(六〇〇万円の三分の二が国庫補助)差引不足財源一九〇万円の財源確保(税収)が主なる原因である。

資料1

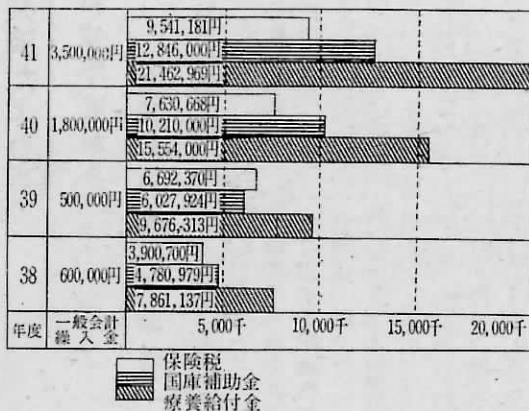
昭和四十一年度保険税

一の決定

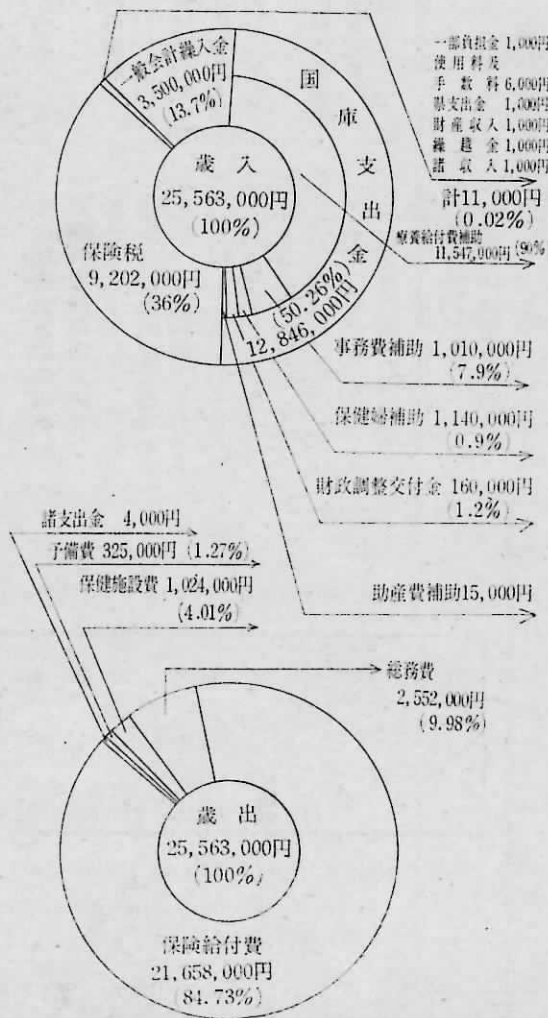
※ 保険税の課税総額は地方税法七〇三条の二項により決定することになっていますが、この地方税法に定める額を課税総額とする一、六〇〇万円となり前年度の課税総額(七六〇万円)と比較すると約二倍の税額となりますので、被保険者の担税能力或は他の市町村の情勢等からして、地方税に定める額を課税することは不可能であるので、四十一年度に於ける課税総額の決定は支出総額を基礎としこれに対する収入財源を計り差引不足財源を保険税の課税総額として決定した。

支出総額	収入財源	差引不足財源 (一般会計繰入金)	
25,538,000円	- 12,981,000円	= 12,557,000円	- 3,500,000円
収入調定額 (低所得者税減額分)		課税総額	
=9,057,000円 + 178,000円		= 9,235,000円 × 103%	=9,512,000円
税率の決定			
課税総額	所得割額	課税総所得	税率
所得割額	9,512,000円 × 50% = 4,756,000円	÷ 202,229,000円	= $\frac{2.35}{100}$
課税総額	資産割額	固定資産税額	税率
資産割額	9,512,000円 × 5% = 475,600円	÷ 12,095,000円	= $\frac{4}{100}$
課税総額	被保険者均等割額	被保険者数	税率
均等割額	9,512,000円 × 30% = 2,853,600円	÷ 3,380人	= 850円
課税総額	平均割額	世帯数	税率
平均割額	9,512,000円 × 15% = 1,426,800円	÷ 895世帯	= 1,600円
計	9,541,181円		
税額の上昇率			
41年度保険税調定額	40年度保険税調定額	差引増税	増税率
9,541,181円	- 7,630,668円	= 1,910,513円	25%
納税義務者1世帯当	41年度 10,147円	40年度 8,140円	対比 24.66%
被保険者1人当	2,686円	2,141円	25.45%

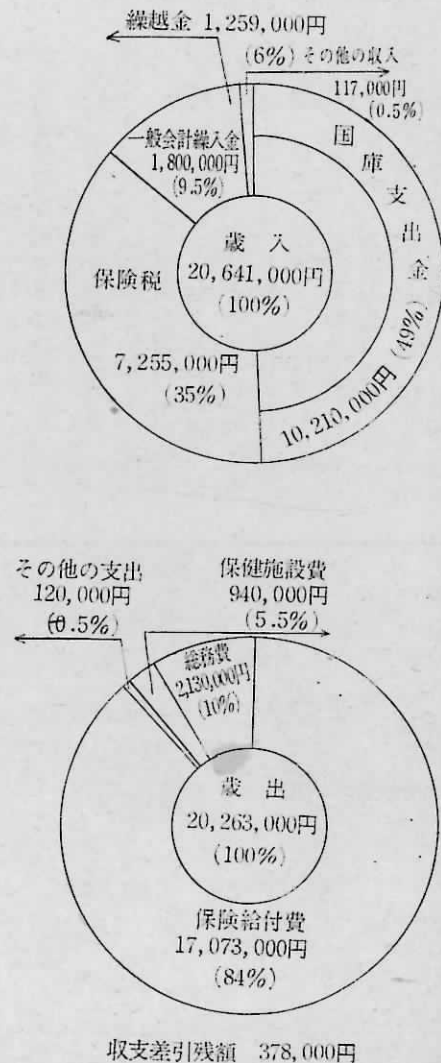
年度別、保険税、療養給付費、国庫補金



昭和41年度予算状況



昭和40年度決算見込



技能検定および技能競技大会の実施案内について

福岡県労働部長より、今回昭和四十一年度前期分として、技能検定及び技能競技大会を左記により実施する旨の案内通知がありましたので多数の受検並びに、ご参加下さるようお願いいたします。

一、競技職種  
機械工、仕上工、板金工、電気めっき工、回転電機組立工、配電盤組立工、洋服工

一、競技日  
昭和四十一年六月十二日(日)から昭和四十一年八月十四日(日)までの間において指定する日

一、受検日  
自五月六日(金)至五月十九日(木)

一、受検日  
受検申請が受理さ

一、受検日  
は役場土木課へお尋ね下さい。

一、受検日  
自五月六日(金)至五月十九日(木)

一、受検日  
受検申請が受理さ

一、受検日  
は役場土木課へお尋ね下さい。

農業共済だより

昭和42年度から

水稻病虫害事故除外

一、農業災害補償制度の改正点
①組合等の農作物共済の共済責任の拡充
改正前では、みなさん方が掛けられる掛金の内、一割を町に残し九割を県に納入していましたが、改正では反対に九割が町に一割を県に納入することになり、今後は九割の手持ができるので災害がなければ無事戻しとして三年に一回1/3の「無事戻金」を支払うことになり、従って「共済は掛捨てだ」と云う不満も相当少くなると思います。

②強制加入の緩和
今まで水稲10アール以上耕作していると強制加入であったが、20アール未満については任意加入ができるようになり幾分強制加入が緩和された。

③農作物共済の損害補てんの内容を充実
農作物共済の単位当り共済金額の最高額を米麦価の九割に引上げた。旧法では単位当り共済金額の種類が最低15円から最高55円までであったが、今では新法では最低15円から最高90円に引き上げた。

④農作物共済の共済掛金に対する国庫負担の合理化を計った
共済掛金に対する国庫負担は、今まで県下一律であったが、各市町村によって掛金の高い組合等については5割以上、低い組合についても最低5割の国庫負担がある、当町においては、国が61.8%農家38.2%の負担割合である。

⑤水稻病虫害の共済事故除外と共済掛金の割引き
水稻についての病虫害防除体制が十分整って防除が徹底している市町村では、共済組合等の申請により農林大臣の指定を受けて病虫害による被害は共済金を支払う対象とせず、その分の掛金を安くする(3割程度)又この指定を受けた共済組合等には安くなった農家掛金負担額と同額の病虫害防除の補助金が国から交付される。

二、水稻病虫害事故除外
この点が今回の重点項目であり

三ちゃん農業から脱皮

遠賀町4Hクラブ発足

去る四月二十二日の夜、役場会議室で遠賀町4Hクラブがめでたく誕生しました。

こ、数年来、日本農業は高度経済成長の余波で、農業労力はやがてに流失の止むなきに至り、残るは「三ちゃん農業」のいわゆる取り残された農業があるのみで

した。明日への望望めざし次代を背負う農業後継者の確保は関係者の非願であっただけに今回の後継者の集りである4Hクラブの発足

は関係者を喜ばせています。

同会には直ちに役員を選任を行ない会長に白石純夫君、副会長に高崎正和君他支部長多数を選び、新年度事業計画としてプロセクト計画、及び国内先進地実習計画など重要事項を取り決めました。

白石会長談 農業のビジョンを自分達の理想像に近づけようとする研究の場が4Hクラブであり、自らの創意工夫により面的農業経営の拡充に努めたい。

ます。水稻の共済事故とは、風水害、干害、冷害、その他気象上の原因に災害、病虫害、鳥獣害を共済事故として3割以上の被害に對し共済金を支払っているが最近当町においては航空防除等防除が徹底しているため病虫害による3割以上の被害として共済金を支払う対象者が少くなっており、遠賀町の大災害として共済金を一〇〇万円以上支払ったのは潮風害、風水害であり、病虫害としての対象は非常に少なく、この際病虫害事故

を除外し農家の掛金を安くし、その分が国からの防除補助金として交付をうける方が得策と考え昭和42年度水稻から実施することにしていきます。
それでは病虫害事故を除外した場合、農家の負担がどの位安くなり又国からの防除の補助金がどの位交付されるかを現行の単位当り共済金額平均27円と最高の90円を選択した場合の比較を算出いたしますと次のとおりになります。

除外した場合の10アール当り共済掛金
町平均基準反収 384kg×07 = 269kg

Table with 2 rows (現行, 除外) and 11 columns (掛金, 15, 20, 30, 40, 50, 60, 70, 75, 80, 90)

上記の表は現行と除外の場合の10アール当り共済掛金であるが 42年度からは個人選択とせず単位当り50円か60円のいずれかを1本に決めて行く方針であります。

Table with 3 columns (項目, 27円の場合, 90円の場合) and 10 rows (共済金額, 基準共済掛金率, 基準共済掛金, 同農家負担, 同国庫負担, 病虫害割引割合, 基準共済掛金割引額, 国庫負担割合, 国庫負担割引額, 病虫害事故除外補助金, 純農家負担掛金)

我等の試験田 (三)

水稻成育調査

稲の一生は、多種多様ないろいろな条件のもとに生活が行なわれておりま

量の関係を調査しました。その調査の結果凡そ次のことが判明しました。

それと共に大事なことは登熟歩合を良くすることが最終的収量の決定につながります。D今後の研究課題 前項と関連して徒に穂数、着粒数の増大をしても逆に減収の場合もありま

の炭水化物量が全体に配分されるので稔実歩合が悪くなり「青米や、くず米」になると云われております。その原因は施肥、水管理、温度、苗の素質など種々関係がありますので更に研究を進めたいと存じます。(以上 村田忠夫氏談)

木守青壮年グループ

私達は単に肥料・農薬等の使用時期や量について、指導員に教わるだけでなく、もっと突込んだ研究をし、そして自らが「イネ」の気持になってイネの生態と相談しながら秋には立派な稲穂をつけてもらうことが、私達の研究の目的なのです。

そこで私達はイネ自体をもっとよく知らなければならぬことからグループ員の各圃場について次のことをまづ調査しました。

それと共に関連して徒に穂数、着粒数の増大をしても逆に減収の場合もありま

(イ)草丈・莖数については七月一日より五日毎に調査しました。

その調査の結果凡そ次のことが判明しました。

その原因は施肥、水管理、温度、苗の素質など種々関係がありますので更に研究を進めたいと存じます。(以上

(ロ)葉身長・葉稍長・節間長との相互関係についても調べました。

その調査の結果凡そ次のことが判明しました。

その原因は施肥、水管理、温度、苗の素質など種々関係がありますので更に研究を進めたいと存じます。(以上

苗代準備に周到な措置を

— 種子消毒は必ず実施しましょう —

農家の皆さん、いよいよ苗代準備期となりまして、御多忙のことと存じます。今年ば春先以来天候不順により「キリウジガカンボ」の激発が予想されていますので、防除対策や種子消毒などについて次のとおり万全の措置をお願いします。

その調査の結果凡そ次のことが判明しました。

その原因は施肥、水管理、温度、苗の素質など種々関係がありますので更に研究を進めたいと存じます。(以上

(1)種子初めは、冷害や風害の関係で着色粒となり、充実度は一般に低いようです。発芽試験の結果をみても発芽率が低下しており、又発芽しても生育が不均一となり、種子は十分に確保し、塩水選や唐箕選で厳選する必要があります。

その調査の結果凡そ次のことが判明しました。

その原因は施肥、水管理、温度、苗の素質など種々関係がありますので更に研究を進めたいと存じます。(以上

(イ)イモチ、ゴマ葉枯病の消毒 ●ルベロンによる消毒法 水一〇リットル(五、五升)の中にルベロン五錠を解し三〜六時間浸漬します。

配慮し、噴ム器及びジョロにて散布します。

(ロ)イモチ、ゴマ葉枯病の消毒 ●ルベロンによる消毒法 水一〇リットル(五、五升)の中にルベロン五錠を解し三〜六時間浸漬します。

(ハ)本害虫は、湿田地帯に常在化していますので、苗代田はなるべく、乾田を選びます。

(ニ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●薬剤による消毒法 水一〇リットル(五、五升)にルベロン三錠とサッセン二五〇Cを溶解し乾燥もみのまゝ二四時間浸漬します。のち水洗いで普通の水かきをします。

(ホ)線虫枯病の消毒 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

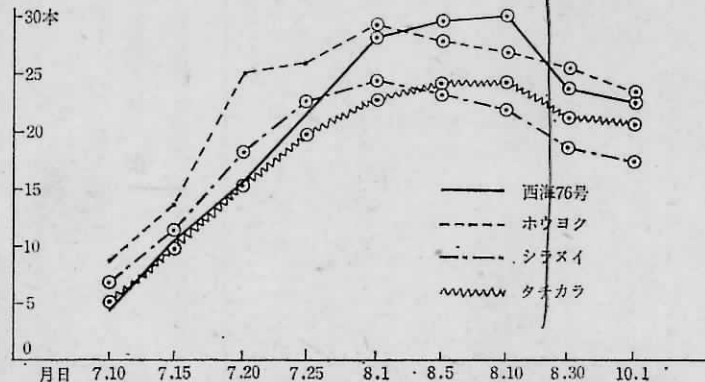
(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

(ヘ)線虫枯病とイモチ、ゴマ葉枯病の二重消毒法 ●冷水温湯消毒法 冷水に六〜二時間浸漬した種籾を五〇度の湯に一〜二分つけすぐ五一度の湯に七分間浸し後冷水で冷やします。

品種別莖数の変化 (1965 木守)



# 国土調査法に基づく 地籍調査について

## 地籍調査の歴史(その二)

### 大開検地

単に土地の丈量と言うものでは、大化の改新の班田制以来鎌倉、室町時代を通じて相当に組織的に行なわれていたのであります。大開検地は秀吉の実施した諸政策に一連のつながりをもっているものであって、その政策が大化の改新から律令時代を経て庄園制に至る旧体制を打ち破り、兵農を分離し、農民を農地にしばりつけ、いわゆる徳川三百年の封建制度確立の基礎を作ったということにあります。秀吉は天正十年(一五八二年)山崎合戦で明智光秀を滅し、諸國を平定しましたが、その直後山城の検地に着手してから慶長三年(一五九八年)六十三才にして伏見城にて死ぬまで、毎年各

地に検地を実施しています。

文祿三年の検地条令に「六尺三寸の棹(さお)を以て、五間六寸三歩一反に相事」とありまして、それまで地積に使われていた長さの単位は一間六尺五寸、六尺三寸、六尺など種々様々であったものを、秀吉は文祿三年の検地条令で六尺三寸に一定したものとされます。しかし大化の改新の班田制施行の際使われた三百六十坪一段の地積単位は鎌倉・室町の荘園制時代を通じて踏襲されておったものの如く、大開検地に際しても文祿二年までの検地は六尺五寸一間の単位で実施されたものであります。

中山平次郎博士は大正三年に博多奈良屋町豊国神社に宝物として保管されておりました。博多町割間

杖を拝見されたさうであります。間杖宝物は真黒に煤氣を帯びた四角な棒で、用材は松の木、長さ六尺五寸四分、幅一寸二分、厚さ八分、下のはしより二分の所に「形に切込があつて石突をなし、幅一寸二分の面のつりに刻銘がしてあり、天正十五年博多津町割に使つた意味のことが書いてあつた由であります。

福岡、佐賀両県の大部分の地域は当時文祿二年までに検地が行なわれましたので、多分の六尺五寸の竿によって行なわれたのではなからうかと思われまふ。この外に鳥栖市近郊で行なわれた検

地では、六尺一間の「玄蕃竿」と言うものが使用されたようでありまふが、このようなことは特別の事情に限られた地域で行なわれたもので一般的なものでないようです。

ともあれ大開検地は地積をはかる丈量の単位に大きな変革をみせ、兵農を分離し、農民を土地にしばりつけてはなさないような身分制度を決定づけたところに、特徴があると言えまふ。

つづく

以下次号へ地籍調査の歴史(その三)明治維新の土地調査

## 昭和四十一年度事業計画

(1)実施地域 大字鬼津、尾崎  
実施面積 五・八平方km  
実施工程 三角測量  
多角測量  
平板測量

実施面積 四・六平方km  
実施工程 面積測定

地籍図簿の作成及び  
認証

(2)実施地域 大字島津広渡今古賀  
一筆地調査

以上を計画しておりますので、協力下さるようお願いいたします。

## ——昭和41年度、区長、分館長など決る——

下記のとおり41年度の区長、生産組合長、分館長、婦人会支部長が決りましたのでお知らせします。

部落別	区長、生産組合長	分館長	婦人会支部長
島津	大場 保 (区、生)	矢野 隆	矢野カオル
若松	舩添 義光 (ノ)	田原 政義	舩添チカノ
鬼津	秦 忠敏 (ノ)	井口 守	太田モモエ
尾崎	古畑 成久 (ノ)	古畑 成久	門司ハツ子
別府	仲野 利治 (ノ)	大場 和壮	谷口タキノ
千代丸	永田 昭二 (生)	(未定)	花田ハツエ
今古賀	鶴田 義人 (区、生)	村田 国基	村田モト子
上別府	石松 四郎 (ノ)	石松 四郎	石松トモエ
高家園			石松 信子
尾倉			白石 静子
若葉台	豊沢 健一 (生)	丸尾 重	
虫生津	早川房五郎 (区、生)	古野 智年	古野ふじ子
東町	高橋 亀雄 (区)	高橋 亀雄	金井シマ子
西町	石田 茂 (ノ)	木佐 良吉	
浅木	森 末男 (区、生)	芳賀 和夫	篠田シゲ子
木守	福田 秀男 (ノ)	福田 秀男	白石イズミ
老良	添田 太陽 (ノ)	添田 秀雄	石井 房子
遠賀川	山内一太郎 (区、生)	瀬井 義弘	井上キクノ
広渡	柴田 盛彦 (区、生)	松本 稔	桑原ナオ子
	柴田 涼 (生)		桑野千鶴子
	柴田 哲郎 (ノ)		柴田マスエ
道管	原 三雄 (ノ)		
会長	石松 四郎	松本 稔	浜崎 那須子
副会	大場 保彦	芳賀 和夫	白石君鶴子
	柴田 盛彦		桑野千鶴子

# 高崎博愛氏 行政相談委員に再任

高崎氏は、かねてから九州管区行政監察局所属の行政相談委員として活躍されていましたが、昭和41年度も引続き再任され、去る4月1日付で行政管理庁長官から委任が発令されましたのでお知らせし

## 運転免許所有者の 法令講習会が開催されます

折尾警察署及び運転者協会共催による法令講習会が次のとおり実施されます。今回は町内両校区に分けて二日間実施されますが、都合ではいづれの会場に出席されても結構ですから是非受講されます。

## 日本赤十字募金にご協力を

毎年五月は、日赤募金の運動月間です。国境を超えた博愛精神によるみなさんのご協力をお願いします。なお従来毎年一〇〇円宛醸出されている一般社員の方は、特別社

## 中島正男君

### 人命救助で感謝状をうく。

去る4月7日午後2時頃、広渡区吉原川の通称新橋附近で一人で遊んでいた野崎勝広ちゃん(勝喜氏長男)が川に転落し、浮き沈みしつつ流れているところを中島正男君(隆夫氏三男、中間市西日本電子高校三年生)が発見、学生服のまま川に飛び込み勝広ちゃんを救助し、人工呼吸で仮死状



中島正男君(左)と勝広ちゃん

に親しむ季節が近づくと、子供たちが海や川、池などで水遊びをすることが多くありますが、常日頃から特に注意されるよう、ご父兄にお願いま

## 第4回 遠賀郡身体障害者

6月5日岡垣中学で 体育大会開催さる

遠賀郡身体障害者福祉連合会主催による体育大会が次のとおり開催されますので多数ご参加されま

- 一、日時 六月五日(日) 九時三〇分(雨天決行)
- 二、場所 岡垣中学校グラウンド
- 三、競技種目 (雨天の際は同校体育館) 陸上競技(競走、砲丸投、幅)
- 四、参加申込 五月二十五日までに町身体障害者福祉協議会を通じて大会事務局へ

## 身体障害者の巡回相談が実施されます

- 福岡県(民生部、衛生部)では次のとおり身体障害者の巡回相談を実施しますのでおしらせします。
- 1日時 昭和41年5月25日(水) 受付10時~15時
- 2場所 水巻町民会館
- 3相談事項 (1)身体障害者手帳の交付申請に関すること。 (2)更生医療、育成医療の要否判定に関すること。
- 4)職業相談に関すること。 (5)障害福祉年金の相談に関すること。 (6)その他

## 河川敷芝採取について

遠賀川水系は本年四月一日より一級河川(建設省直轄管理)に指定され河川敷の芝採取については

## 河川愛護運動について

本年も雨期を目前に控え、河川愛護思想の普及宣伝ならびに水防態勢強化のため、五月一日から五月三十一日までを河川愛護月間とし、県及び福岡県防災治水協会と共催で左記要領に基づき、この運動を実施することになりましたので、町民の皆様も格段の御協力をお願いいたします。

### 記

- 1河川敷でゴミ捨場となつてゐる所は必ず取除くこと
- 2次のことは河川法で禁止されてゐるので必ず守ること
- ア、河岸を破損、決壊すること
- イ、流水のそ通を妨げること
- ウ、河川敷地を許可なく使用する
- エ、河川敷に家畜類を放すこと

### 募集対象

- 一、内容 河川愛護にちなむもの
- 一、しめきり 五月三十一日まで
- 一、提出先 北九州土木事務所
- 一、優秀作品に対しては、審査のうえ福岡県防災治水協会から賞状、賞品を贈る
- 一、提出作品の版權は、福岡県防災治水協会が無償にて譲り受ける。

### 衛生だより

#### ◎小児マヒ予防生ワクチン投与

次のとおり小児マヒ予防生ワクチン投与を実施しますので、該当者は、もれなく投与をうけてください。

一、日時 5月23日受付13時～14時

一、場所 遠賀町役場

一、料金 一〇〇円(但し生活保護者は無料)

一、該当者 (母子手帳持参)

生後2ヶ月から一年未満の乳児でまだ一回も受けていない者及び四十年度に一回だけ投与をうけた者

※次の人は投与をうけないでください。

- 1 下痢及び熱のある者
- 2 病後衰弱の激しい者

#### ◎腸パラ予防接種

一、日時及び場所

5月25日 浅木小学校講堂

5月26日 島門小学校

5月27日 遠賀中学校

5月28日 遠賀町役場

時間は各会場共13時～15時

一、該当者 満3才以上6才まで

一、料金 無料

※次の人は注射をうけないでください。

熱のある人、ぜんそく、心臓

#### 一、寄附御礼

このたびの方々から本町社会福祉協議会に対し運営資金として多額の寄附をいただきましたので紙上を以って報告がたが、寄附者に対して厚くお礼申し上げます。

記

一、金 志封

交通事故入院見舞の返礼とし

病糖尿病、妊娠六ヶ月未満の者

#### ◎一般住民結核検診

結核予防法に基づいて、一般住民の結核検診を家族台帳により家族全員を対象に次のとおり実施しますので必ず受診ください。いなお、受診されなかった方は、後日遠賀保健所まで向いて受診していただくこととなりますので繰り返して期間内に受診されますよう申し添えます。

1 ツベルクリン及びBCG

・対象者 生後2ヶ月以上6才

2 レントゲン

・対象者 6才以上全員

(6才未満及び学校、職場で)

レントゲンをとっている者は(除く)

・日時及び場所

所 場	ツベルクリン	判定及びB C G
浅木小学校	6月7日	6月9日
島門小学校	6月8日	6月10日
役 場	6月11日	6月13日

未満の乳幼児

・日時及び場所

日 時	対 象	部 落	場 所	時 間
6月14日	島若鬼	津松津	橋 館	10.00 ~ 11.30
			津 民	12.30 ~ 14.00
			島 公	14.30 ~ 16.00
15日	尾別府、上	今古賀別府	公 民 館 前	10.00 ~ 11.30
			別 府 公 民 館	12.30 ~ 14.00
			養 老 院	14.30 ~ 16.00
16日	虫東町	津西町	方 館 宅	10.00 ~ 11.30
			浩 民 住	12.30 ~ 14.00
			末 公 營	14.30 ~ 16.00
17日	広老木	渡良守	前 館	10.00 ~ 11.30
			社 民	12.30 ~ 14.00
			神 公	14.30 ~ 16.00
18日	遠 賀	川	公 民 館 別 館	10.00 ~ 12.00

#### ◎昭和41年度

遠賀町赤ちゃん大会開催

乳児一斉検診をかねて41年度赤ちゃん大会を次のとおり実施しますので該当児は全員参加ください。

なお、出生当時体重二、五〇〇g以下の未熟児を人工栄養で努力された方も表彰します。

一、日時 5月31日(火)

受付13時～14時

一、場所 遠賀町公民館別館

一、該当児 昭和40年4月1日から40年3月31日まで

の出生児

一、表彰 優良児5名、努力賞1名

参加賞(出席者全員)

※母子手帳持参のこと

※五月三日曜日の乳児相談は

中止します。

#### ◎飼犬の登録と注射は

済みましたか?

本年度春期畜犬登録及び狂犬病予防注射を4月1日・4日・27日の三日間実施しましたが、まだ未済の畜犬があるようですから、町内の獣医師の好意により個人的に実施していただくよう特に相談しておりますので早急に注射をうけてください。

一、獣医師住所氏名

浅木 横溝 文夫

老良 入江 保郎

鬼津 入江 良三

一、手数料 一〇〇円

(登録手数料及び注射料を別に四〇〇円役場に納付のこと)

なお、日時は指定してありませんが日曜日又は平日は午後五時以後に願います。

「注意」

- 1 すでに畜犬を飼育していない時は必ず役場に届けてください。
- 2 登録及び注射を受けていない飼犬は野犬として捕獲されます。
- 3 正当な理由なく注射を受けないときは、狂犬病予防法により罰金刑に処せられます。

愛犬はつないで



飼いましょう